

静岡県公安委員会規程第5号

自転車運転者講習の実施に関する規程及び特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月12日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

自転車運転者講習の実施に関する規程及び特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

(自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程)

第1条 自転車運転者講習の実施に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習の実施基準) 第5条 講習の実施基準は、規則第38条第16項に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。 (1) 1回の受講者数は、原則として講習指導員1人につき3人程度までとする。  (2) (略)	(講習の実施基準) 第5条 講習の実施基準は、規則第38条第16項に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。 (1) 1回の受講者数は、原則として講習指導員1人につき3人程度までとする。 <u>ただし、受講者の増加等に対応するため、やむを得ない場合には、講習実施責任者が適切な範囲で受講者数を定めることができるものとする。</u>  (2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程)

第2条 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程（令和5年静岡県公安委員会規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習の実施基準) 第5条 講習の実施基準は、規則第38条第15項に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。 (1) 1回の受講者数は、原則として講習指導員1人につき3人程度までとする。	(講習の実施基準) 第5条 講習の実施基準は、規則第38条第15項に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。 (1) 1回の受講者数は、原則として講習指導員1人につき3人程度までとする。 <u>ただし、受講者の増加等に対応するため、やむを得ない場合には、講習実施責任者が適切な範囲で受講者数を定めることができるものとする。</u>

(2) (略)	<u>のとする。</u> (2) (略)
---------	-------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。